



ボランティア活動保険

関西大学ボランティアセンターでは、ボランティア活動に参加を希望される皆さんに、安心して活動に参加いただけるようにボランティア活動保険をご案内しています。

ボランティア活動保険とは

大阪府社会福祉協議会が、日本国内における、ボランティア活動中（宿泊を伴う活動を含む）の万が一の事故に備える保険です。

ボランティア活動中に思わぬアクシデントが起こり、怪我をしてしまった際や、誰かを傷つけてしまった際、または財物に損害を与えてしまった場合の損害を補償されます。



例えば、

- ・学童ボランティア活動中に子どもがぶつかってきてワザとではないが怪我をさせてしまった。(賠償責任補償)
- ・ゴミ拾いのボランティア中に指を切ってしまった。(傷害補償)

保険金額・支払限度額と保険料

加入プラン		Aプラン (年間保険料：300円)	Bプラン (年間保険料：500円)	Cプラン (年間保険料：600円)
賠償責任補償	支払限度額	5億円		
	身体障害・財物損壊共通 (1事故につき)			
傷害補償	人格権侵害			
	死亡・後遺障害	1,200万円	1,800万円	1,400万円
	入院保険金(日額)	5,500円	9,500円	5,500円
	手術保険金	入院中に受けた手術の場合 入院保険日額×10倍 = 手術保険金の額 入院中以外の手術の場合 入院保険日額×5倍 = 手術保険金の額		
	通院保険金(日額)	2,000円	4,000円	2,500円
	天災危険補償	なし	なし	あり
特約	特定感染症による後遺障害、 入院保険金・通院保険金	あり		
	特定感染症による 葬祭費用保険金	300万円程度		



ボランティア活動保険Bプランを推奨しています。

保険（補償）期間は加入日翌日の0時から翌年の3月31日午後12時まで

ボランティア活動保険はお住まいの地域の社会福祉協議会で加入してください！